

平成14年9月30日
(株)日興コーディアルグループ
専務取締役 杉岡 廣昭

代理店制度、最低資本金及び主要株主ルールについて

1. 証券会社の販売代理店制度の導入

(1) 意義

- ・ 証券会社に属していない、いわゆる金融プロフェッショナルや専門家が全国に40万人以上存在。金融プロフェッショナル（株式会社、有限会社などの法人形態を含む。）とその顧客の双方にニーズ。このような中で、証券会社の販売代理店制度の導入は、個人投資家の証券投資を促進などの観点から大きな意義。

(2) 留意点

◆ 販売代理店の法令遵守態勢など、しっかりした投資家保護のための枠組み

- ① 所属証券会社（契約先の証券会社）による法令順守態勢の指導、責任
- ② 証取法上の行為規制
- ③ 当局による検査・監督
- ④ 金銭・証券の取り扱いなどの制限 など

◆ 投資家保護措置を前提に、必要最小限の手続きや規制等

- ① 手続き等の面一行政や自主規制機関に対する手続き等の簡素化（代理店登録、外務員登録、自主規制機関への加入、報告義務など）。所属証券会社を通じた手続き等。
- ② 規制の面一販売代理店との形態から、あるいは所属証券会社が満足していれば十分なものは不要（最低資本金規制、自己資本規制、兼業規制、報告義務など）。
- ③ 取扱い商品・業務の制限一顧客利便の観点から、証券会社が取り扱える商品の全ての取扱いが不可欠（保険商品等を含む）。（代理店には馴染まない業務【例えば、引受】、所属証券会社が提供できる業務【例えば、証券の保管など】を除く。）

2. 証券会社・投資顧問会社・投資信託委託会社の最低資本金の引き下げ

- ・ 経営の健全性の確保などを通じた投資者保護の方策が必要。
- ・ 一定額以下の資本金の証券会社の金銭・証券の受け入れ禁止。証券会社等の経営に実質的な影響力を持つ株主のチェック、監督など。

3. 証券会社・投資顧問会社・投資信託委託会社の主要株主規制

- ・ 経営の健全性などの観点から、株式取得時やそれ以降のチェック・監督が必要。
- ・ 企業会計の実質影響力基準である20%以上の大株主を「経営に実質的な影響力を持つ株主」として規制対象とすべき。
- ・ 株式取得時のチェック、取得後の報告徴求、立入検査など。経営の健全性などの観点から問題のある場合、是正措置（株式の処分命令など）。
- ・ 認可業務を行う証券会社、資産運用会社の株式取得は、認可内容の大幅な変更にあたるため、認可制とすべき。
- ・ 株式の間接取得も対象にする必要。

（以上）